

助成券改定のポイント

改定後、**初乗運賃標準額**を**助成限度額**と読み替えて運用します。

かすみがうら市地域公共交通会議会長
令和5年度

かすみがうら市タクシー利用助成券

助成額	740円(初乗運賃)
	円(初乗運賃が異なるときはご記入ください)
氏名	霞ヶ浦 太郎
交付番号	第*****号

～ 助成対象者の方へ～

- 1 この助成券は、本券に記載されている方以外は使えません。
- 2 この助成券は、1回の乗車につき1人1枚に限り使用できます。
- 3 この助成券を使用する際、乗務員から身分証等の提示を求められることがあります。

有効期間 令和6年3月31日まで

改定前
の様式

740円(初乗運賃)
円(初乗運賃が異なるときはご記入ください)



改定後
の様式

助成限度額(900円)
円(助成限度額と異なる場合に記入)

※令和5年9月19日改定後に発行する助成券は、改定後の様式で発行いたします。

助成券の使用例

乗車人数と運賃によって使える助成券の枚数が変わります。

例1	助成対象者が 1人乗車	助成対象者が 2人乗車
運賃が1,000円の場合	助成券1枚(900円)	助成券1枚(900円)
	現金 100円	現金 100円

運賃が1,800円(900円×2人)を超えないときは、それぞれ1枚ずつ助成券を使用することはできません。

例2	助成対象者が 1人乗車	助成対象者が 2人乗車
運賃が2,000円の場合	助成券1枚(900円)	助成券2枚(1,800円)
	現金 1,100円	現金 200円

運賃が1,800円(900円×2人)を超えているときは、それぞれ1枚ずつ助成券を使用することができます。

